

伊方3号機第15回定期検査等について

令和2年1月17日、広島高等裁判所において伊方3号機の運転差し止めを命じる仮処分の決定が出されました。これを踏まえ、現在実施している第15回定期検査等については、以下に示すとおり、現在のプラント状態（燃料取り出し）にて当初計画している検査等については予定どおり進めることとし、それ以外については今後あらためて計画してまいります。

○定期事業者検査、溶接安全管理審査

- ・現在のプラント状態（燃料取り出し）にて当初計画している検査は計画どおり実施する。
- ・上記以外の検査については、今後あらためて計画する。

○使用前検査（予定分を含む）

- ・高エネルギーアーク損傷対策工事および有毒ガス防護対策工事（今後申請予定）については、バックフィット対応であり至近に工事を完了することから、計画どおり実施する。
- ・特定重大事故等対処施設設置工事および非常用ガスタービン発電機設置工事（今後申請予定）については、当初計画より伊方3号機の定検工程との関係はないことから、計画どおり実施する。
- ・4. 1%ステップ2燃料の使用前検査の取り扱いについては、燃料装荷時期が未定であることから、別途必要な手続き等を行う。

以 上